

令和7(2025)年度 事業計画書

社会福祉法人
下田市社会福祉協議会

令和7(2025)年4月1日～令和8(2026)年3月31日

社会福祉法人下田市社会福祉協議会 令和7(2025)年度 事業計画

基本方針

感染症の感染拡大、原油価格・物価の高騰、自然災害の頻発・激甚化等により、私たちの日常生活や人間関係は大きく変わりました。

少子高齢化の進行により、団塊ジュニア世代が高齢者（65歳以上）となる2040年には、生産年齢人口が減少し、深刻な労働者不足、社会保障費の増大に陥ることが懸念されています。

社会福祉協議会は、「社会福祉法」において、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられ、中核的な役割を担っています。

当会では、地域住民、ボランティア、民生委員児童委員、企業・関係機関(団体)、行政等との協働により、『第5次下田市地域福祉活動計画』を策定し、基本理念である「安心して健やかに暮らせるまちを未来へつないでいこう」の実現を目指して事業を展開しています。

地域住民が互いに人格と個性を尊重しあい、社会とのつながりを実感しながら、相互に支えあう地域づくりと多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築に向けた取組（地域共生社会の実現）を推進してまいります。

法人運営に当たりましては、効率的・効果的な事業運営に努め、福祉人材の確保と育成、利用者本位の質の高い福祉サービス提供に努めます。

また、大規模災害の発生や感染症の流行に備え、組織基盤や財政基盤の安定強化を図り、柔軟に対応できる体制整備と人材育成を進めてまいります。

【重点目標】

- 1 財政基盤の強化、組織体制の整備
- 2 『第5次下田市地域福祉活動計画』に基づく取組の推進
- 3 包括的な相談支援体制整備の推進
- 4 福祉サービスの質の向上と介護保険事業等の安定的な運営
- 5 指定管理受託施設（下田市総合福祉会館）の適正な管理運営

【主要事業】

1 法人運営事業

地域福祉事業の企画と立案及び実施に向け、組織体制や運営体制の充実を図り、福祉関係機関・団体等と協働しながら、地域住民の期待に応える組織活動の充実に努めます。

(1) 理事会・評議員会の開催

(2) 会員組織の強化

(3) 広報・情報の提供

広報誌「社協だより」を発行し、全戸配布いたします。

ホームページをはじめ、インスタグラム、ツイッター、ユーチューブ、フェイスブック、ライン等の SNS（ソーシャルネットワーキング・サービス）を活用した情報提供を進めます。

(4) 健全なる財政運営

安定した経営の維持を図るため、収支バランスのとれた財政運営に努めます。

(5) 職員等の資質向上

職員等の資質の向上を図るため、積極的に資格取得や各種研修会への参加を進めます。

(6) 苦情解決を図る取組

利用者や家族等からの福祉サービス利用に関する要望や苦情の解決を図るため、福祉サービスを適切に提供できる体制の整備に努めます。

2 地域福祉推進事業

地域住民及び各種団体等との協働により福祉課題の解決を図る取組みを進めます。また、小地域に根ざした新たな地域福祉活動を展開します。

(1) 小地域福祉活動事業の推進

地域住民、関係団体、行政等と連携し、日頃の見守りや支えあい、災害時における避難支援を行う体制づくりの推進に努めます。

(2) 生活支援体制整備事業（受託事業）

地域包括ケアシステムの深化を目指し、地域住民・社協・行政等との協働による居場所・サロン活動の立上げを促進するため、生活支援コーディネーターを配置し、生活支援・介護予防協議体の運営、相談・助成・活動の支援を行います。また、見守り活動をはじめ、移動支援、支えあい活動など、高齢者の社会参加及び生活支援の充実を図ります。

(3) 下田市社会福祉大会（下田市社会福祉協議会会長表彰式）の開催

地域住民がともに福祉について考える機会として、社会福祉大会（下田市社会福祉協議会会長表彰式）を開催いたします。

(4) 下田市ふれあい広場の開催

地域住民、ボランティア団体や関係機関等の参画のもと、人と人との出会いの場、誰も安心して暮らすことのできる地域を共に創るため、ふれあい広場を開催します。

(5) 福祉教育の推進

家庭教育学級、市内の小・中学生や地域住民が福祉活動に触れ、学ぶ機会を得るために、各小・中学校や地域の協力を得て、地域の課題に目を向け、課題解決に向けて取り組む福祉教育の推進を図ります。また、講師の育成・講座のコーディネートや関係者の連絡会を開催し、充実した福祉教育を図ります。

(6) 子育て支援・子育てサロン事業

子育てを、市民活動の中で相互に支えながら行われる活動として確立するために、子育てに関するボランティア活動者を育成・支援します。また、育児不安の解消のための子育て相談や母親のサークル活動支援、子育て親子の交流の場の提供を行い、保護者の育児に対する不安・負担の緩和を図ります。

下田市福祉事務所が事務局を務める「下田子育て支援ネットワーク」の構成団体として、市の事業への参加と協力に努めます。

(7) ファミリーサポートセンター事業まかせて会員養成講座（受託事業）

子育て支援事業を推進するにあたり、活動の援助者に対して育児や子どもに関する基礎的な知識、技能を身につけることを目的に、養成講座やスキルアップ講座を実施します。また、利用会員と援助会員が相互に情報交換するための交流会を開催します。

(8) 手話奉仕員養成講座（受託事業）

聴覚障害の生活及び関連する福祉制度についての理解と認識を深めるとともに、日常生活を行う上で必要な手話語彙及び手話表現を習得することを目的として実施します。

(9) 日常生活の利便性向上を図るための支援

住み慣れた地域で安心して生活できる仕組みを創出するため、公共交通機関以外の新たな移動支援や買い物支援の方策、居場所づくり等に取り組みます。

(10) 行旅死亡人慰霊祭の実施（受託事業）

年2回（3月、9月）、関係機関の参列を得て実施します。

(11) 社会福祉法人等のネットワーク化による協働推進事業

少子高齢化や核家族化の進行等による福祉ニーズの多様化・複雑化を踏まえ、地域の福祉サービスの一層の充実が図れるように、複数の社会福祉法人や賀茂地区の社協が参画するネットワークの構築や協働事業の試行、これらの事業実施に必要な合同研修の開催に取り組めます。

3 相談支援事業

生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業を中核に、地域住民や企業、関係機関等との連携、任意事業や他制度の活用により、包括的な相談支援体制の構築と住民が相互に支えあう地域づくりを目指します。

(1) 自立相談支援事業（受託事業）

生活のしづらさを抱える相談者及び家族等を支援するため、相談窓口を社会福祉協議会内に設置します。相談者の困りごとを受け止め、必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整、支援計画の作成等を行い、生活課題の解決を図ります。

主任相談支援員、相談支援員、就労支援員の専門性の向上に努めると共に、

ハローワーク・就労体験の協力事業所等の開拓を図ります。

(2) 子どもの学習・生活支援事業（受託事業）

通年を通し、生活困窮世帯の子どもの学習支援を始め、日常的な生活習慣、仲間との出会い活動が出来る居場所づくり、進学に関する相談等子どもと保護者の双方に必要な支援を行います。

(3) 家計改善支援事業（受託事業）

家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計管理ができるように、相談支援・支援計画の作成・関係機関へのつなぎ・必要に応じた貸付のあっせん等を行い早期の生活再生支援を行います。

4 権利擁護事業

地域住民、弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職、行政及び家庭裁判所等と連携しながら、権利擁護支援を必要とする人が、尊厳をもってその人らしい生活を維持することができる地域づくりに努めます。

(1) 日常生活自立支援事業（受託事業）

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等判断能力が不十分な方が安心して自立した生活が送れるよう福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の援助を行います。

(2) 法人後見事業

判断能力が不十分なために、意思決定が困難な人について、下田市社会福祉協議会が後見人等となることにより、身上監護並びに財産管理を行い、本人の権利を擁護します。また、成年後見の相談件数、法人後見の受任件数の更なる増加に努めます。

(3) 市民後見人養成事業（受託事業）

下田市の実情を踏まえ、市民後見人等の業務を適正に行うために必要な知識・技術・倫理が習得できる内容の研修カリキュラムを作成し実施します。市民後見人養成講座修了者には、市民後見人として活動できるよう継続的に支援し、フォローアップに努めます。

(4) 成年後見制度普及啓発活動事業

地域住民や保健福祉医療機関等へ、市民後見人等の必要性や役割に関する説明会等の普及啓発事業等を実施することにより、その理解を深め、権利擁護人材の裾野の拡大を図ります。

5 生活福祉資金貸付事業（静岡県社会福祉協議会受託事業）

低所得世帯・高齢者世帯・障害者世帯等に対して、市町社会福祉協議会や民生委員の相談支援と静岡県社会福祉協議会からの資金貸付を行い、世帯の経済的な自立と生活の安定を図ります。

(1) 総合支援資金

生計中心者の失業等により、日常生活に困難を抱えている世帯に対して、新たな仕事を探し、生活再建を行う間の生活費などを貸し付ける制度です。

(2) 福祉資金・緊急小口資金

療養や介護等の必要に迫られ、日常生活を送る上で一時的に必要な費用を貸し付ける制度です。

(3) 教育支援資金

学費の捻出が困難な低所得世帯の学生に対し、高等学校、大学等への入学や在学中に必要な資金を貸し付ける制度です。

(4) 不動産担保型生活資金

一定の居住用不動産を有し、将来にわたりそこに住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、その不動産を担保に生活費を貸し付ける制度です。

6 ボランティア活動推進事業

地域福祉の意識づくり、人づくりを支援するため、ボランティアセンターの機能強化、活動支援の充実を図ります。また、自然災害発生時における災害ボランティア本部機能の充実に努めます。

(1) ボランティアセンターの機能強化、活動支援の充実

ボランティア活動、市民活動に関する相談、登録、紹介、情報提供を行いボランティア連絡協議会の運営、夏期ボランティア体験学習の開催や小学生ボランティア等市民ボランティア活動の推進を図ります。

誰もが気軽に参加しやすいための環境づくりや、企業・事業所等と連携したボランティア・市民活動の推進を目指します。

(2) 災害ボランティアセンター機能の充実

災害ボランティアセンターは、被災者と災害ボランティアをつなぐ窓口です。地域住民、行政および関係団体等と協力し、ボランティアが支援活動に参加しやすくなる環境づくりに努めます。

7 共同募金事業

共同募金会からの配分金を受けて、住民全般の福祉活動を推進します。

(1) 地域福祉活動事業・生活援助事業

地域福祉活動事業又は生活援助事業として「歳末たすけあい見舞金」、「寝たきり高齢者」等に見舞金を配分します。

(2) 障害児（者）活動事業

障害当事者の会などの活動に助成します。また、知的障害、肢体不自由児（者）施設入所者等に見舞金を配分します。

(3) 福祉関係団体活動助成事業

福祉関係団体の活動に対し活動費を助成します。

(4) 児童、青少年福祉活動事業

福祉教育・福祉体験事業、子育て支援事業など、福祉施設並びに地域で自主的に行われる活動等に対し活動費を助成します。

8 指定管理者受託施設運営事業（下田市総合福祉会館）

下田市から指定管理者の指定を受けて、高齢者や障害者等の健康の増進及び教養の向上、レクリエーションのための便宜を総合的に提供するとともに、下田市デイサービスセンターの適正な管理運営を行います。

（１）老人福祉センター管理運営（受託事業）

地域福祉活動の推進、及び高齢者の生きがい健康づくりの推進を図るため老人福祉センターの管理経営を行います。

（２）下田市デイサービスセンター管理運営（受託事業）

通所介護事業を行うとともに介護保険事業の拠点として適切な施設管理を行います。

9 介護保険事業・障害福祉サービス事業

介護保険事業者、障害福祉サービス事業者として、利用者本位の質の高いサービス提供を心がけ、地域に根ざした事業所として、自立した生活ができるように支援していきます。

引き続き将来に向かって介護サービスを提供していくために、介護部門の組織体制の見直し、介護人材の育成と雇用確保を図り、安定的な事業運営と収益の確保が出来る組織づくりに取り組みます。

（１）訪問介護事業

ホームヘルパー等が要介護者の居宅での入浴、排泄、食事等の介護、日常生活上の援助などのサービスを提供します。

（２）介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービス）

要支援１、要支援２に認定された方を対象に、ホームヘルパーが利用者宅を訪問し、入浴や排泄等の介護、調理や掃除等の家事のサービスを提供します。

（３）居宅介護支援事業

介護支援専門員が居宅要介護者の依頼を受け、指定居宅サービスなど適切な利用ができるよう「居宅サービス計画」を作成するとともに、計画に基づく指定居宅サービス事業者等との連絡調整などのサービスを提供いたします。

（４）居宅介護予防支援事業

介護予防を目的として、介護支援専門員が要介護者の依頼を受け、指定居宅サービスなど適切な利用ができるよう「居宅予防サービス計画」を作成するとともに計画に基づく指定居宅サービス事業者等との連絡調整などのサービスを提供します。

（５）通所介護事業

デイサービスセンターでの入浴、排泄、食事等の介護、日常生活の世話、機能訓練等のサービスを提供します。

（６）介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス）

介護予防及を目的として、デイサービスセンターでの入浴、排泄、食事等の介護、日常生活の援助、機能訓練等のサービスを提供します。

（７）居宅介護事業（障害福祉サービス）

ホームヘルパー等が、障害者等の居宅での入浴、排泄、食事等の介護、日常生活上の援助などのサービスを提供します。

(8) 障害者等移動支援事業

移動が困難な障害者・児に社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の支援を行い、障害児（者）の地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的とした移動支援のサービスを提供します。

10 在宅福祉支援事業

(1) 民生委員児童委員との協力体制の強化

民生委員児童委員と情報を共有し、相談支援事業などの福祉支援業務を強化していきます。

(2) 高齢者等給食サービス事業（受託事業）

高齢者等に対して給食サービスを行うことにより、利用者の健康維持、孤独感の解消を図るとともに安否の確認を行います。

(3) 車椅子・物品等貸与事業

利用者の必要性を勘案し、貸与期間を限定して貸し出しを行います。

(4) 善意銀行の効率的な運用

人のため、社会に尽くしていただきたいと預託を受けた金品等を効率、効果的に運用いたします。